

# 社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

## 政策動向

令和 6 年度 No.1 Ver.1 / 2024.4.3

### 目次

#### 〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 4
3. 地方創生・地方分権等	P 6
4. 社会福祉法人等	P 9
5. 高齢者	P 10
6. 障害者	P 17
7. 子ども・家庭福祉	P 19
8. 地域福祉	P 26
9. 人材確保等	P 30
10. 予算	P 39
11. 災害対策	P 40
12. その他	P 41

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
- ・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

本号は令和 6 年 2 月 17 日～令和 6 年 4 月 3 日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会



# 1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

## <会議>

### 全世代型社会保障構築会議

#### ◇第 17 回(2024.3.21)

- ▶ 3月21日、全世代型社会保障構築会議(座長:清家篤 日本赤十字社社長)が、開催された。
- ▶ 今回は12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」と「こども未来戦略」と今国会に政府から提出される全世代型社会保障に関連する5法案(①子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案、②雇用保険等の一部を改正する法律案、③育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案、④生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案、⑤住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律案)について、協議が行われた。
- ▶ 会議では、「支援金制度は、全世代・全経済主体が、こども・子育て世代を支える新しい社会連帯の仕組み。この意義を国民に丁寧に説明し、理解してもらう必要がある」「社会保障を全世代型に転換し、社会全体でこども・子育て世帯を応援する、社会の意識改革を進める国民運動、国家ビジョンを持って、こども未来戦略を実行していくことが重要」「加速化プランに掲げる施策をエビデンスで評価しPDCAを回す、「見える化」する努力が国民の納得感につながる。社会保障制度が持続可能なものであること、財政健全化が図られていることが、将来世代の安心につながるため、歳出改革を継続すべき」といった意見が出された。

### 経済財政諮問会議

#### ◇第 3 回(2024.4.2)

- ▶ 4月2日、総理大臣官邸で令和6年第3回経済財政諮問会議が開催された。会議では、「マクロ経済運営」及び「経済・財政一体改革の点検・検証と中長期政策の方向性」について議論が行われた。
- ▶ 会議では、「マクロ経済運営」に関して、「物価・賃金・金利等が動き出した新たな経済環境において、2%の物価安定目標の下、持続的な経済成長が実現するよう、引き続き政府・日銀の連携が必要」「賃金も物価も上がるという前向きな意識を定着させ、経済の活性化につなげることが重要であり、そのためには生産性を引き上げて、成長力を強化することが必要不可欠」「金利のある世界への移行を見据え、財政健全化に向けた取組を推進すべき」といった意見があった。
- ▶ 「経済・財政一体改革の点検・検証と中長期政策の方向性」については、少子高齢化・人口減少の下でも持続可能な経済・財政・社会保障を構築していくため、実質1%を上回る経済成長、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革、また、一定幅のPB黒字化の維持が重要であり、人口減少が本格化する2030年までに、こうした持続可能な経済社会を軌道に乗せるべく、今後3年程度で集中的な取組を講じていくことについての議論が行われた。

#### ◇第 2 回(2024.2.29)

- ▶ 2月29日、総理大臣官邸で令和6年第2回経済財政諮問会議が開催された。会議では、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)及び中長期の経済財政運営について議論が行われた。
- ▶ 会議では、「マクロ経済運営」に関して、我が国経済は「需要不足経済」から「人手不足経済」へと構造変化しつつあり、この変化を経済の一層の活性化につなげていくことが必要という意見や、企業の投資計画が実際の投資増に結び付いていない現状に対して、その要因を検証し、必要な対応策を講ずるべき

であるという意見、中小企業が物価上昇を上回る賃上げを実現できるように、特に重層的な下請け構造となっている業界を中心として、下請けや孫請けだけでなく、その先の取引も含めて、転嫁対策や取引適正化を徹底すべきといった意見があった。

- ▶ また、「中長期の経済財政運営」については、名目GDPや日経平均株価が過去最高を更新するなかで、この先、我が国が目指すべき姿を示し、国民が豊かさや幸せを実感できる経済社会を構築することが重要だという議論が行われた。その際には人口減少の克服が鍵となることから、生産性の向上、労働参加の拡大、出生率の向上等に対応していくことが必要という意見があった。人口減少が本格化する2030年までの制度改革をめざし、①先端技術の実装と競争力強化、②生涯活躍と希望出生率の実現、③財政・社会保障構造の強靱化、④地域活力の創生、⑤グローバル対応と脱炭素の重点課題を、今後3年程度の包括的な政策パッケージとして骨太の方針に盛り込むとした。
- ▶ また、国土交通大臣と経済産業大臣に対し、所管分野における投資の制約要因の検証と、それに基づく対応を行うように指示があるとともに、新藤内閣府特命担当大臣に対して経済・財政一体改革の点検・検証の結果を提示するとともに、経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するための条件を整理した上で、重点課題に関する政策提案を示すように指示がされた。

## 新しい資本主義実現会議

### ◇第25回(2024.3.26)

- ▶ 3月26日、第25回新しい資本主義実現会議が開催され、デフレ状況の変化・金融環境変化に伴う新たな成長型経済を見据えた、需要制約経済から供給制約経済への移行に伴う課題と方向性について協議が行われた。
- ▶ 論点として「生産年齢人口の減少」「地方」「自動化技術利用促進」「マネジメントスキル」「価格転嫁」「事業継承・私的整理」「M&A」「非ホワイトカラー」が挙げられた。

### ◇第24回(2024.2.27)

- ▶ 2月27日、第24回新しい資本主義実現会議が開催され、物価上昇を上回る持続的な構造的賃上げの実現に向けた課題と方向性について協議が行われた。
- ▶ 論点として、①企業の付加価値(マークアップ率)向上と価格への転嫁のあり方、②人手不足対応、③デジタル化に伴う非ホワイトカラー職種への労働移動と当該分野における賃上げ実現の方向性、④労働不足の中で仕事をしたいシニア層への労働機会の提供、⑤三位一体の労働市場改革の実行があげられた。
- ▶ 今春、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改定を行う。
- ▶ 岸田総理大臣からは、会議での議論を踏まえ、以下発言が行われた。  
「本日は、この春の実行計画の改訂に向けて、短期の課題に加えて、我が国に物価上昇を上回る持続的な賃上げを定着させるための方策について議論を行った。今こそ、デフレ心理とコストカットの縮み志向経済から完全に脱却し、物価が適度に上昇する中で、それを越えた賃上げが消費を後押しし、その結果新たな投資を呼び込む好循環を実現する経済を目指していく。その際の鍵となるのが、物価高に負けない賃上げであり、好循環を来年以降も続けていくためには、春季労使交渉の議論に加え、労働生産性やマークアップ率向上を通じた付加価値の拡大が不可欠である。労働市場改革を進め、企業が、能力ある若手や労働意欲のあるシニア層に労働機会を提供できるようにするとともに、非ホワイトカラーの職種についても、スキル標準の整備などを通じ、ノウハウのある労働者が高い賃金を得られる構造を作り上げていく。また、非正規雇用労働者の就労意欲を高めるため、106万円・130万円の年収の壁に対する支援策の活用拡大も図っていく。ジョブ型人事の導入促進については、企業の実態が千差万別であることに鑑み、自社のスタイルに合った導入を各社が検討できるよう、導入している多数の企業に御協力をいただき、導入のプロセスや内容について指針を取りまとめ、多様な情報提供を進める。企業側

には、人手不足の中で、仕事をしたいシニア層に仕事の機会を提供するため、役職定年・定年制の見直しなどを検討いただきたい。」

### 新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会

#### ◇第8回(2024.3.29)

- ▶ 3月29日、第8回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。
- ▶ 今回は職務給・ジョブ型人事の導入事例について、株式会社レゾナック・ホールディングス、三菱マテリアル株式会社、ライオン株式会社よりヒアリングが行われた。

#### ◇第7回(2024.2.22)

- ▶ 2月22日、第7回新しい資本主義実現会議 三位一体労働市場改革分科会が開催された。
- ▶ 第7回では、職務給・ジョブ型人事の導入事例について企業ヒアリングが行われ、ソニーグループ株式会社、三井化学株式会社よりヒアリングが行われた。

### 新しい資本主義実現会議 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議

#### ◇第2回(2024.3.19)

- ▶ 3月19日、第2回新しい資本主義実現会議 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議が開催された。
- ▶ 今回は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底について、「コストに占める労務費の割合が高い」、あるいは、「労務費の転嫁率が低い」といった、特に対応が必要な22業種について各所管部局より取組状況等について報告が行われた。
- ▶ 次回は6月に開催し、各省庁の実施状況、進捗状況について報告されることとなっている。

### 新しい資本主義実現会議 政労使の意見交換

#### ◇(2024.3.13)

- ▶ 3月13日、新しい資本主義実現会議 政労使の意見交換が開催された。
- ▶ 今回は、2024年春季労使交渉の集中回答の機会をとらえ、今後の中小企業や小規模企業の賃金交渉に向けて、意見交換が行われた。
- ▶ 岸田内閣総理大臣からは「本日の意見交換において『賃上げを予定している中小企業は昨年より増えているが、大企業における高い賃上げの動きが中小企業・小規模企業に広がっていくためには、労務費の価格転嫁が鍵となる』との発言があった。まさに、中小・小規模企業における十分な賃上げによって、裾野の広い賃上げが実現していくことが大切である。政府としては、このような賃上げの流れを継続できるよう、あらゆる手を尽くしてまいりたい。

賃上げの裾野をさらに広げていくためには、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げも極めて重要。デフレ完全脱却のチャンスをつかみ取るため、これから正念場である。労使のみなさまの総力を挙げた協力をお願いしたい」と発言があった。

### 財政制度審議会 財政制度分科会

#### ◇(2024.3.5)

- ▶ 3月5日、財政制度審議会 財政制度分科会が開催された。
- ▶ 今回は令和6年度予算等について報告が行われた後、意見交換や質疑が行われた。
- ▶ 委員からは「財政悪化の要因が十分に伝わっていない。国民に財政の現状について分かりやすく伝えるなどの取組が必要」「こども・子育て関係については、支援金制度について、歳出改革と賃上げによる社会保険負担軽減効果の範囲内で導入するとされているが、分かりにくい面があり、今後も説明を尽くして

いく必要がある。一方で、保険料率の上昇を抑制するため、歳出改革と雇用者報酬を伸ばす努力をしていく方向性そのものは大事である」「支援金制度については様々な論点があり、整理していくことが必要である。一方で、支援金制度は新たな支え合い、連帯の仕組みとして関係者には高く評価されている面もある」といった意見があった。

## 2. 規制改革

### <会 議>

#### 規制改革推進会議

##### ◇書面議決(2024.02.19)

- ▶ 2月19日、規制改革推進会議において、規制改革実施計画のフォローアップについて書面議決が行われた。
- ▶ 令和5年度末時点のフォローアップとして、①規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に掲げるすべての事項、②規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)以前の実施計画項目のうち、令和4年度末時点で措置済とされていない事項、フォローアップが必要とされた事項、③規制改革推進に関する答申(令和4年5月27日)のうちデジタル社会に対応したセキュリティ・クエン市場の環境整備やインターネットバンキングの利用促進、企業の会計業務におけるデータ流通の促進について、所管省庁に令和5年度末時点の実施状況及び今後の予定について報告を求めることが決定された。今後のスケジュールとしては、3月31日までに各省庁からの回答を求め、4月中に精査を行い、5月に取りまとめ、規制改革推進会議に報告するとされている。

#### 規制改革推進会議 健康・医療・介護ワーキング・グループ

##### ◇第9回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、第9回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「一般用医薬品(スイッチ OTC)の選択肢拡大」「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

##### ◇第8回(2024.3.14)

- ▶ 3月14日、第8回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「要介護認定の迅速化・正確性確保」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、厚生労働省から要介護認定制度の仕組みとこれまでの適正化・迅速化に向けた取組について報告がなされた後、さいたま市、全国がん患者団体連合会、日本ケアテック協会、全国老人保健施設協会よりヒアリングが行われた。

##### ◇第7回(2024.3.7)

- ▶ 3月7日、第7回規制改革推進会議健康・医療・介護ワーキング・グループが開催され「被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化」および「規制改革ホットライン処理方針」について協議が行われた。

#### 規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ

##### ◇第9回(2024.3.11)

- ▶ 3月11日、第9回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「地方都市における移動の不足について」「自律的な働き方を可能とするライドシェア事業の安全管理について」および「いわゆる白タクの取締について」協議が行われた。

- ▶ 会議では、尼崎市、モビリティプラットフォーム事業者協議会から「地方都市における移動の不足について」、newmo 株式会社、全国運転代行協会、Uber Japan 株式会社からライドシェア事業について、ヒアリングが実施された。

#### ◇第 8 回(2024.2.21)

- ▶ 2 月 21 日、第 8 回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、自家用有償旅客運送の制度改善等について協議が行われた。
- ▶ 会議では、別府市、NPO 法人「気張る！ふるさと丹後町」および全国移動サービスネットワークより、道路運送法 第 78 条第 2 号「自家用有償旅客運送」の「交通空白地有償運送」についてのヒアリングが実施された。

#### ◇第 7 回(2024.2.16)

- ▶ 2 月 16 日、第 7 回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方および規制改革ホットラインの処理方針について、協議が行われた。
- ▶ 会議では、日本フランチャイズチェーン協会および佐川急便株式会社、埼玉県看護連盟から駐車規制緩和に向けた要望が行われた。埼玉県看護連盟からは、訪問看護にかかる車両規制が各県で異なること、埼玉県では警察署によっては駐車許可の一括申請を受け付けてもらえないこと等が説明され、駐車許可の簡素合理化に関する要望が行われた。
- ▶ これに対して、警視庁からは、2024 年問題への対応として①高速道路のトラック速度規制の引上げ、②貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを実施していること、許可基準が都道府県によって異なるという指摘を受け、運用の斉一性を図っていくこと等が説明された。

### 規制改革推進会議 公共ワーキング・グループ

#### ◇第 5 回(2024.3.28)

- ▶ 3 月 28 日、第 5 回規制改革推進会議公共ワーキング・グループが開催され、「倒産手続等のデジタル化」「規制改革ホットライン処理方針」について、協議が行われた。

#### ◇第 4 回(2024.2.26)

- ▶ 2 月 26 日、第 4 回規制改革推進会議公共ワーキング・グループが開催され、「自治体業務の官民連携による集約化・効率化」について、協議が行われた。
- ▶ 会議では、自治体業務の官民連携による集約化・効率化における論点について関係省庁から回答があった。
- ▶ こども家庭庁からは下記内容等について回答があった。

○児童手当の各種請求書・届出書の受付について、「不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制」とは具体的にどのような体制か。

#### 【こども家庭庁回答】

民間事業者へ委託することが可能な業務は、事実上の行為または補助的業務に限られることから、DV を理由とした児童手当の受給者変更に係る事案等、対応にあたり判断が必要となる業務が生じた場合には、速やかに市町村職員へ引き継ぐことができる体制を想定している。



### 3. 地方創生・地方分権等

#### <法改正等>

#### 第14次地方分権一括法案閣議決定

- ▶ 3月15日、第14次地方分権一括法案が閣議決定し、国会に提出された。
- ▶ 今回改正される法改正事項の概要は以下のとおり。
  - ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
  - ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等とすることができる特例等の期限の5年間の延長
  - ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
  - ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
  - ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
  - ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
  - ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
  - ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化

#### 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第14次地方分権一括法案)の概要

内閣府地方分権改革推進室  
令和6年3月15日  
閣議決定

#### 基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

#### 主な経緯等

平成25年  
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足

平成26年  
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定  
(以後、第5次～第13次 一括法成立)

令和5年  
6月下旬 提案団体からのヒアリング  
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング  
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング  
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」了承  
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定  
" 同方針を閣議決定

令和6年  
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定

#### 法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築  
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等とすることができる特例等の期限の延長  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)  
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化  
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止  
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用  
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し  
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化  
(公有地の拡大の推進に関する法律)

#### 施行期日

- (1) 令和7年4月1日  
(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日



## 地方自治法の一部を改正する法律案

- ▶ 3月1日、非常時の国・地方関係のあり方を示した地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定し、国会に提出された。
- ▶ 本法案は、第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方自治制度のあり方に関する答申」を踏まえて改正するもの。
- ▶ 法案では、大規模災害や感染症のまん延といった国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合、国が自治体へ必要な指示ができるようにすることが柱となっており、それぞれの行政分野の法律が想定しない事態が生じても迅速かつ的確な対応をとる狙いがある。一方、指示の範囲が過度にならないようにするために、国があらかじめ自治体に資料や意見の提出を要請する等、適切な措置に努める規定も盛り込まれている。
- ▶ また、高齢者の見守りなど、地域の課題解決に取り組む住民団体を市町村が指定し支援する仕組みを創設する。

### 地方自治法の一部を改正する法律案の概要

○ 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(令和5年12月21日)を踏まえ、以下の改正を行う。

#### 1. DXの進展を踏まえた対応

##### ① 情報システムの適正な利用等

- ・ 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。
- ・ 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講ずることとする。総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする。

##### ② 公金の収納事務のデジタル化

eLTAXを用いて納付するものとして長が指定する公金(地方税以外)の収納事務を、地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定を整備する。

#### 2. 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとし、指定を受けた団体への支援、関連する活動との調整等に係る規定を整備する。

#### 3. 大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に**新たな章を設け、特例を規定する。**

##### ① 国による地方公共団体への資料又は意見の提出の求め

事態対処の基本方針の検討等のため、国は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることを可能とする。

##### ② 国の地方公共団体に対する補充的な指示

適切な要件・手続のもと、国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

【要件】個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合(事態が全国規模、局所的でも被害が甚大である場合等、事態の規模・態様等を勘案して判断)  
【手続】閣議決定

##### ③ 都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村(無錫所設置市区等)が処理する事務の処理との調整

国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする。

##### ④ 地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割

国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とする。

【施行期日】 1①、2及び3: 公布の日から起算して3月を経過した日(1①の一部は令和8年4月1日)  
1② : 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

## <会議>

### 国家戦略特別区域諮問会議

#### ◇第 62 回(2024.3.15)

- ▶ 3月15日、第62回国家戦略特別区域諮問会議が持ち回りにより開催され、「区域計画の認定」「国家戦略特別区域基本方針の一部変更(課税の特例措置の期限の延長)」について了承された。

### 地域再生本部

#### ◇第 37 回総会(2024.3.19)

- ▶ 3月19日、地域再生本部第33回総会が開催され、地域再生基本方針の一部変更について協議が行われた。

## 4. 社会福祉法人等

### <通知・公表>

#### 福祉医療機構 社会福祉法人の経営状況について(2024.3.18)

▶ 3月18日、福祉医療機構は「2022年度社会福祉法人の経営状況について」を公表した。

▶ 主な結果は以下のとおり。

##### ①社会福祉法人全体の経営状況

経費率が前年度比で0.9ポイント上昇し、サービス活動増減差額比率は0.8ポイント低下

##### ②主たる事業別の経営状況

○介護主体法人は、設立経過年数が長くなるほど、サービス活動増減差額比率は低下傾向

○保育主体法人は、事業規模1億円未満の区分で、サービス活動増減差額比率が低い傾向

○障害主体法人は、事業規模や設立経過年数によって目立った傾向はみられず、運営している施設・事業によって経営状況は異なる模様

##### ③職員の確保状況

○従事者数は近年増加傾向が続いていたが、2022年度はわずかに減少に転じる

#### ▼社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



## 5. 高齢者

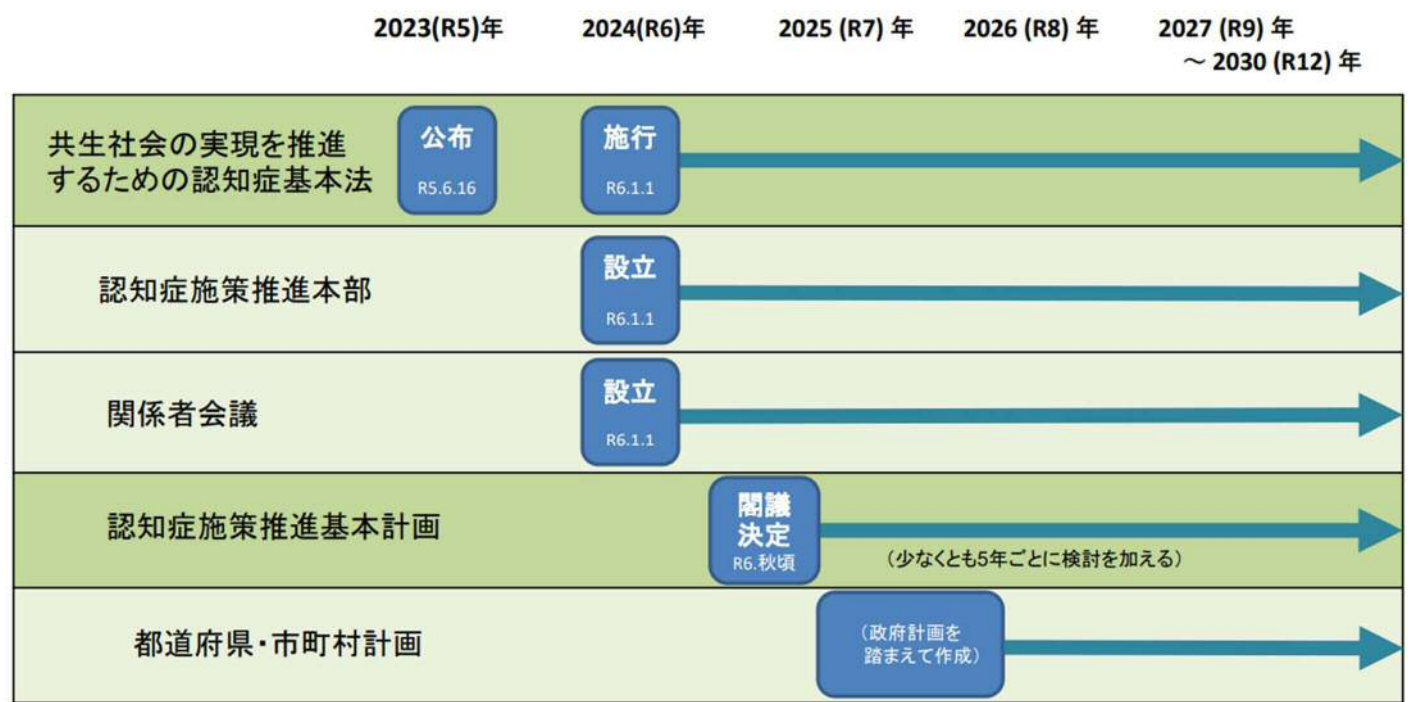
### <会議>

#### 認知症施策推進関係者会議

##### ◇第1回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、内閣府は第1回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 本会議は共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行を踏まえ、認知症の本人やその家族、有識者を交え、基本法の目指す共生社会、すなわち、認知症の人を含め、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた議論を行うことを目的とするもの。
- ▶ 今後、秋ごろにかけて本会議において認知症施策推進基本計画について検討を行い、その後認知症施策推進本部にて基本計画案が取りまとめられ、閣議に諮られる予定。

### 認知症施策推進基本計画策定に向けた今後のスケジュール



#### 社会保障審議会介護保険部会

##### ◇第112回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、第112回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池 馨実 早稲田大学理事・法学学術院教授)が開催され、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(仮称)の設置」「匿名介護情報等の提供」について報告が行われた。
- ▶ 「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(仮称)の設置」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある。」とされたところ、ケアマネジメントに係る課題を包括的に検討し、具体的な方策を講じるために設置される。



### 開催の趣旨

- ケアマネジャーは、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険制度を運用する要として重要な役割を担っている。
- 一方、現場で従事するケアマネジャーの人数が減少する中、ケアマネジャーが現場で対応している利用者像は多様化、複雑化しており、ケアマネジャーに求められる能力や役割はさらに増している。
- こうした中で、「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある。」とされたところ、ケアマネジメントに係る課題を包括的に検討し、具体的な方策を講じるための検討会を開催する。

### 主な検討事項

- ケアマネジャーの業務範囲の整理
- 主任ケアマネジャーの役割の明確化
- ケアマネ試験の在り方
- 法定研修の在り方
- AI・ICT等の活用
- ケアマネジメントの質の向上・評価

### スケジュール（案）

R6.3	介護保険部会へ報告
4～7	検討会の開催（月1回計4回程度）
秋頃	検討会中間整理
R7.4以降	介護保険部会での制度改正議論へ反映

### 委員（案）

委員名	所属
相田里香	(同) 青い鳥代表社員
石山麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉経営専攻教授
江澤和彦	日本医師会常任理事
落久保裕之	広島県介護支援専門員協会会長
川北雄一郎	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長
工藤英明	青森県立保健大学健康科学部社会福祉学教授
柴口里則	日本介護支援専門員協会会長
染川朗	日本介護クラフトユニオン会長
田中明美	生駒市特命監
田中滋	埼玉県立大学理事長
常森裕介	東京経済大学現代法学部准教授
内藤佳津雄	日本大学文理学部心理学教授
花俣ふみ代	認知症の人と家族の会常任理事

- ▶ 「匿名介護情報等の提供」については、介護給付費明細書(介護レセプト)等の電子化情報を収集し、匿名化した上で、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納する介護保険総合データベース(介護DB)について、EBPM や研究利用の基盤として、介護DBの利便性・価値向上を図っていくため、介護DBと他の医療・介護データ等との連結解析を順次進めていくことが報告された。

区分	DB名	主なデータ	連結解析の意義・必要性	連結の検討状況等
公的	NDB	・医療レセプト ・特定健診データ	要介護者の治療前後の医療・介護サービスの利用状況の把握・分析に資する。	令和2年10月開始
	DPCDB	・DPCデータ (診療情報、請求情報)	急性期病院の入院患者の状態の把握が可能となり、急性期医療の治療実態の分析に資する。	令和4年4月開始
	障害福祉DB	・給付費等明細書情報 ・障害支援区分認定情報	障害者の治療前後の医療・障害福祉サービスの利用状況の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。施行に向けて検討中。
	予防接種DB	・予防接種記録 ・副反応疑い報告	予防接種の有無を比較した、ワクチンの有効性・安全性に関する調査・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。施行に向けて検討中。
	感染症DB	・発生届情報	感染症の治療実態と予後の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。令和6年4月施行予定。
	難病DB	・臨床調査個人票	網羅的・経時的な治療情報を得ることが可能となり、より詳細な治療実態の把握・分析に資する。	連結解析を可能とする法案が成立。連結に向けて検討中。
	小慢DB	・医療意見書		
民間	全国がん登録DB	・届出対象情報 ・死亡情報	各種がんの各ステージ分類毎による治療実態と予後の把握・分析に資する。	引き続き検討中
	次世代DB	・医療機関の診療情報	医療情報と連結・分析を可能にすることにより医療分野の研究開発を促進する。	連結解析を可能とする法案が成立。令和6年4月施行予定。

## 社会保障審議会介護給付費分科会

### ◇第240回(2024.3.18)

- ▶ 3月18日、厚生労働省は第240回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所 所長)を開催した。
- ▶ 今回は、令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の結果に

についての報告の後、令和6年度介護報酬改定の効果検証や調査研究についての予定および実施内容について厚生労働省より示され、議論が行われた。

- ▶ また、今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、「令和6年4月以降は、新型コロナウイルス感染症については季節性インフルエンザ等の一般的な感染症として取り扱われることから、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは原則廃止とすることとしてはどうか」といったこと等について協議が行われた。
- ▶ そのほか、「令和5年度 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討結果」について報告が行われた。

## 社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会

### ◇第28回(2024.2.28)

- ▶ 2月28日、厚生労働省は第28回社会保障審議会介護給付費分科会社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会を開催した。
- ▶ 今回は、「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の結果」、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の進め方及び実施内容」について協議がされた。
- ▶ 「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度調査)の結果」では、以下の調査項目について、効果検証及び調査研究の結果が報告された。
  - (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業
  - (2) 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業
  - (3) 個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業
  - (4) LIFEの活用状況の把握およびADL維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業
  - (5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業
  - (6) 認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業
- ▶ 「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の進め方及び実施内容」については、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とし、以下の項目について調査研究の素案が報告された。
  - (1) 高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業(案)
  - (2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業(案)
  - (3) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業
  - (4) 地域の実情や事業所規模等を踏まえた効果的かつ効率的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業(案)

## 高齢社会対策大綱の策定のための検討会

### ◇第3回(2024.4.3)

- ▶ 3月21日、厚生労働省は第3回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は高齢者の活躍について②(就業・所得、学習・社会参加)、健康・福祉について、関係府省、民間企業、有識者からの説明の後、意見交換が行われた。
- ▶ 主な論点は以下のとおり。  
【高齢者の活躍について②(就業・所得、学習・社会参加)】

- 高齢期における就業や地域・社会活動への参画拡大に資する多様な学習機会の提供の在り方  
(リカレント教育の充実、社会教育施設を活用した学習機会の充実、デジタルリテラシーの向上 等)
- 資産形成等の促進のための環境整備の在り方  
(新 NISA 制度等の普及・活用促進、金融リテラシーの向上 等)
- 認知機能の低下に対応した資産の管理・運用等に係る支援の在り方  
(金融機関における対応、金融機関と行政・福祉との連携、デジタル技術の活用 等)

**【健康・福祉】**

- 高齢社会に対応した医療・介護等の在り方  
(地域包括ケアシステムの構築、介護人材の確保、介護現場における DX、介護予防の推進 等)
- 仕事と介護の両立支援の在り方  
(介護離職の解消のための方策 等)
- 認知症の高齢者の増加を踏まえた施策や地域・社会の在り方  
(認知症に関する理解増進、社会参加の機会の確保、研究開発・予防の推進 等)

**◇第 2 回(2024.3.21)**

- ▶ 3 月 21 日、厚生労働省は第 2 回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は高齢者の活躍について①(就業・所得、社会参加等)について、関係府省、民間企業、有識者からの説明の後、意見交換が行われた。
- ▶ 主な論点は以下のとおり。
  - 年齢にかかわらず、希望に応じて働き続けられるための環境整備の在り方  
(多様な就業機会の提供、柔軟な働き方の確保、リスクリングの支援等)
  - 高齢期における働き方に中立な年金制度の在り方  
(在職老齢年金制度、被用者保険の適用拡大、基礎年金の拠出期間延長 等)
  - 就業以外の地域・社会活動への高齢者の参画拡大を促していくための方策  
(高齢者が役割を持っていきいきと活躍できる「場」の創出・拡大、高齢者と仕事・活動との多様なマッチング機会の確保 等)
  - 高齢期においても、地域・社会とつながりを持ちウェルビーイングを高めつつ、生きがいを持って暮らせる社会やライフスタイルの在り方

**◇第 1 回(2024.2.15)**

- ▶ 2 月 15 日、厚生労働省は第 1 回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 本検討会の設置にあたっては、平成 30 年に閣議決定された高齢社会対策大綱において、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うもの」とされていること、および我が国においては、少子高齢化が進行し、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加など、経済社会における様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築するための変革を進めていく必要があることをふまえ、令和6年夏頃を目途に、新たな高齢社会対策大綱の作成を行うこととするもの。
- ▶ 第 1 回では、高齢社会をめぐる現下の情勢について共有が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 今後、5～6 回の検討会の後、6 月下旬から 7 月下旬を目途に報告書のとりまとめを行い、その後高齢社会対策大綱案を作成し、閣議決定される予定。

**令和 5 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(2024.3.8)**

- ▶ 3 月 8 日、厚生労働省は、「令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」を開催した。
- ▶ 各課からの報告事項は以下のとおり。
 

**【総務課】**



- 令和6年能登半島地震への対応について
- 介護保険制度における今後の課題について

**【総務課介護保険指導室】**

- 指導監督業務の適切な実施について
- 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について
- 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

**【介護保険計画課】**

- 1号保険料負担の在り方、一定以上所得の判断基準等について
- 第9期介護保険事業(支援)計画の策定と進捗の管理について
- 保険者機能強化推進交付金等について
- 令和6年能登半島地震における財政支援等について
- 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援について
- その他
  - (1)デジタル・ガバメント関係について
  - (2)低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業等について
  - (3)犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて
  - (4)介護分野の文書に係る負担軽減について
  - (5)介護保険事業状況報告の見直しについて

**【高齢者支援課】**

- 介護施設等の整備及び運営について
- 介護施設等における防災・減災対策の推進について
- 業務継続計画(BCP)の作成について
- 養護老人ホーム・軽費老人ホームについて
- 有料老人ホーム等の適切な整備及び運営について
- 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検について
- 高齢者の居住と生活の一体的な支援について
- 介護現場の生産性の向上について
- 福祉用具・住宅改修について
- 高齢者虐待の防止等について
- 介護サービス相談員制度等の推進について

**【認知症施策・地域介護推進課】**

- 令和6年能登半島地震の発生に伴う対応について
- 被災地における介護等のサポート拠点の運営等について
- 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)について
- 地域づくりの推進について
- 地域包括支援センターの体制整備等について
- 令和6年度地域支援事業交付金について
- 介護サービス情報公表制度について
- 経営情報の見える化(省令改正事項等)について
- 介護支援専門員の資質向上等について
- 地域密着型サービスの市町村域を超えた利用(広域利用)について
- 共生型サービスの普及促進について

- 離島・中山間地域等における介護サービス提供体制の確保について
- 介護現場におけるハラスメント対策の推進について
- 身元保証等高齢者サポート事業に関する対応について
- 公的介護保険外サービスについて
- 地域における高齢者の健康・生きがいづくりの推進について
- 訪問介護人材の確保について
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行について
- 認知症の人の本人参画について
- 認知症の人に関する国民の理解の増進等について
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進について
- 若年性認知症施策について
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について
- 認知症にかかる医療・介護体制について
- 相談体制の整備等について
- 認知症施策に関する令和6年度予算案について

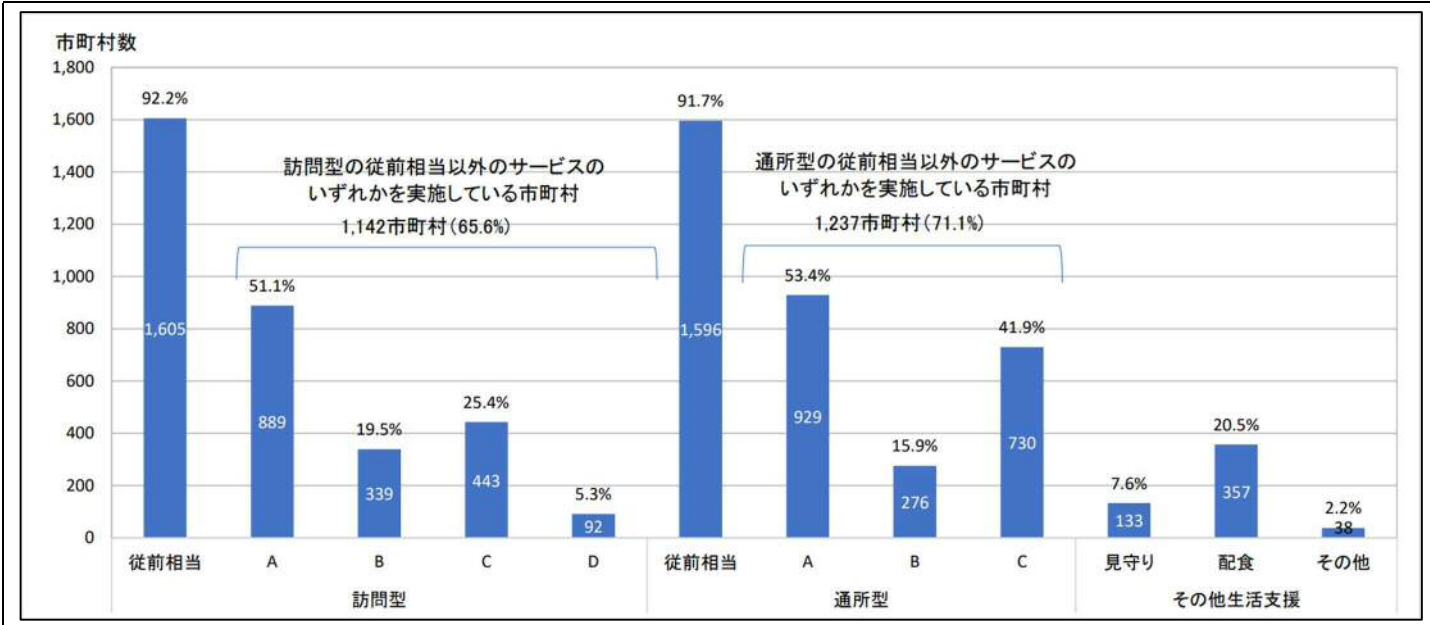
**【老人保健課】**

- 令和6年度介護報酬改定について
- 介護職員等の処遇改善について
- 在宅医療・介護連携推進支援事業の推進について
- 看護小規模多機能居宅介護の広域利用に関する手引きについて
- 地域リハビリテーション支援体制の構築について
- 要介護認定制度等について
- 介護情報の利活用について

**<通知・公表>**

**介護予防・日常生活支援総合事業等(地域支援事業)の実施状況(令和4年度実施分)に関する調査結果**

- ▶ 2月26日、厚生労働省は、「介護予防・日常生活支援総合事業等(地域支援事業)の実施状況(令和4年度実施分)に関する調査結果」を公表した。
- ▶ 調査は各市町村の令和4年度の介護予防・日常生活支援総合事業等(地域支援事業)の実施状況を把握するためのもの。令和5年8月に調査票を配布し、全国の1,741市町村から回答を得た。
- ▶ 介護予防・生活支援サービス事業については、サービスを実施している市町村数をみると、従前相当サービスを実施している市町村数は、訪問型で1,605市町村(実施率92.2%)、通所型で1,596市町村(実施率91.7%)であった。サービスAを実施している市町村は、訪問型で889市町村(実施率51.1%)、通所型で929(実施率53.4%)であった。次いで通所型サービスCを実施している市町村が多く、730市町村(実施率41.9%)であった。



## 6. 障害者

### <会議>

#### 障害者政策委員会

##### ◇第 78 回(2024.3.7)

- ▶ 3月7日、内閣府は第78回障害者政策委員会(委員長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター准教授)を開催し、改正障害者差別解消法の施行について協議した。
- ▶ 委員会では、改正差別解消法の周知・啓発に関する最近の取組について報告がされるとともに、令和6年1月現在の各省庁の対応指針の改定状況について報告が行われた。未公表は、消費者庁、子ども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省の7府省庁で、いずれも年度内に公表予定としている。
- ▶ 今後の障害者政策委員会のスケジュールも示され、令和5年度における各府省庁の実施状況がとりまとまる令和6年夏以降、障害者基本計画(第5次)の実施状況の監視を3回に分けて審議するとしている。

8～9月	第79回障害者政策委員会 障害者基本計画(第5次)の実施状況について (①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、②安全・安心な生活環境の整備、③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実)
9～10月	第80回障害者政策委員会 障害者基本計画(第5次)の実施状況について (④防災、防犯等の推進、⑤行政等における配慮の充実、⑥保健・医療の推進、⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進)
10～11月	第81回障害者政策委員会 障害者基本計画(第5次)の実施状況について (⑧教育の振興、⑨雇用・就業、経済的自立の支援、⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興、⑪国際社会での協力・連携の推進)

#### 社会保障審議会障害者部会

##### ◇第 140 回(2024.3.5)

- ▶ 3月5日、厚生労働省は第140回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実 早稲田大学法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等について」報告を行った後、「障害福祉サービスデータベースにおける第三者提供について」検討を行った。
- ▶ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等について」では、「生活介護」の基本報酬にサービス提供時間に応じた区分が設けられたことについて、複数の委員が懸念を表明した。
- ▶ 現行では、生活介護の基本報酬は事業所の営業時間によって設定されているが、今回の改定では、利用時間が「7～8時間」の人を受け入れた場合の報酬を現行とほぼ同じにした上で、「6～7時間」を現行比3%減、「5～6時間」を3割減とするなど、1時間刻みの報酬区分とした。
- ▶ これにより、障害特性により利用が短時間になる人を多く受け入れる事業所は不利になる。また、交通の便が悪い地方部では、利用者の自宅から事業所までの送迎時間が長いため、利用時間は短くなりがちになる。こうした送迎等への配慮を求めた。

▶ 2024 年度報酬改定は意見募集を経て、3 月中に告示、4 月 1 日に施行される。

## 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

### ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や言う者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5 時間以上 7 時間未満の利用者は、1 日 0.75 人として計算し、5 時間未満の利用者は 1 日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

**福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）**  
6 単位/日  
常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

### ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

### ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1 時間未満の場合	61 単位/日
(2) 延長時間 1 時間以上の場合	92 単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合	100 単位/日
(2) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合	200 単位/日
(3) 所要時間 11 時間以上 12 時間未満の場合	300 単位/日
(4) 所要時間 12 時間以上	400 単位/日

### ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】  
【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する  
【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

21

## <通知・公表>

### 令和 5 年度障害者雇用実態調査結果公表(2024.3.27)

- ▶ 3 月 27 日、厚生労働省は令和 5 年度障害者雇用実態調査結果を公表した。
- ▶ 本調査は民営事業所における障害者の雇用の実態を把握し、今後の障害者の雇用施策の検討や立案に役立てることを目的に、5 年ごとに実施している。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。  
前回調査(平成 30 年)と比較し、総計で雇用者数が増加し、全体的に障害者雇用は着実に進展。(以下、ここでは全て推計値を用いている。)
- 従業員規模5人以上の事業所に雇用されている障害者数は 110 万 7,000 人で、前回調査に比べて 25 万 6,000 人の増加(平成 30 年度 85 万 1,000 人)。  
内訳は、身体障害者が 52 万 6,000 人(同 42 万 3,000 人)、知的障害者が 27 万 5,000 人(同 18 万 9,000 人)、精神障害者が 21 万 5,000 人(同 20 万人)、発達障害者が 9 万 1,000 人(同 3 万 9,000 人)。
- すべての障害種別で前回調査より平均勤続年数が増加。
  - ・ 身体障害者 12 年 2 月(前回は 10 年 2 月)
  - ・ 知的障害者 9 年 1 月(同 7 年 5 月)
  - ・ 精神障害者 5 年 3 月(同 3 年 2 月)
  - ・ 発達障害者 5 年 1 月(同 3 年 4 月)



## 7. 子ども・家庭福祉

### <法改正等>

#### 児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法律案)閣議決定(2024.3.19)

- ▶ 3月19日、児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法律案)が閣議決定した。
- ▶ 本法案は、国が所管する性犯罪歴をデータベース化したシステムを活用し、学校や保育所などの雇用側に、就労希望者の犯罪歴照会を義務付ける。学習塾の利用は任意とし、事業者が国から認定を受ければ義務化される。
- ▶ 照会の対象となる性犯罪の種類は、裁判所で有罪判決が確定した「前科」のほか、痴漢や盗撮など自治体の条例違反も含まれる。
- ▶ 照会期間は拘禁刑(懲役と禁錮両刑を2025年に一元化)が刑の執行終了から20年、罰金刑以下は10年とし、既に働いている人も対象となる。

#### 子ども家庭庁 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案の概要

##### 法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が**教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置**を講じることを義務付けるなどする。

##### 法案の概要

###### 1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等(学校、児童福祉施設等)及び民間教育保育等事業者(学習塾等)について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

###### 2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置(教育、保育等に従事させないこと等)を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

###### 3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

###### 4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪(痴漢や盗撮等の条例違反を含む)前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
- ア 拘禁刑(服役)：刑の執行終了等から20年
- イ 拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了)：裁判確定日から10年
- ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理(情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等)

###### 5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

##### 施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

#### 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(2024.2.16)

- ▶ 2月16日、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日、開催中の通常国会に提出された。
- ▶ この法案は、こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を

創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設を主な内容としたもの。

- ▶ この改正案において、「こども誰でも通園制度」が制度化されることになる。令和 8 年度から法律に基づく新たな「給付制度」として、すべての自治体での実施に向け、まずは令和 7 年度に「子ども・子育て支援法」に基づく「地域子ども・子育て支援事業」(いわゆる 13 事業)として法律上制度化され、実施自治体が拡充される。



## 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

### 法案の趣旨

こども未来戦略(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

### 法案の概要

#### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

##### (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第 3 子以降の児童に係る支給額を月額 3 万円とする、(4)支払月を年 3 回から隔月(偶数月)の年 6 回とする抜本的拡充を行う。

②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

##### (2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①児童福祉法、子ども・子育て支援法等、②～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。

②保育所等に通っていない満 3 歳未満の子ども通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。

③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。

④教育・保育を提供する施設・事業者等に経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。

⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。

⑥児童扶養手当の第 3 子以降の児童に係る加算額を第 2 子に係る加算額と同額に引き上げる。

⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。

⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

##### (3) 共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児期時短就業給付を創設する。

②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

#### 2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

#### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険法等】

①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②(※)に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。

②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和 8 年度から令和 10 年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

④令和 6 年度から令和 10 年度までの各年度に限り、(※)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特別公債を発行できることとする。

(※) 子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

### 施行期日

※この他、子ども・子育て支援法第 58 条の 9 第 6 項第 3 号イについて、規定の修正を行う。

令和 6 年 10 月 1 日(ただし、1(2)②は公布日、1(2)③は令和 6 年 11 月 1 日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2 は令和 7 年 4 月 1 日、1(2)②、3 ②は令和 8 年 4 月 1 日、1(3)②は令和 8 年 10 月 1 日に施行する。)

## < 会 議 >

### こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

#### ◇第 5 回(2024.2.19)

- ▶ 2 月 19 日、こども家庭庁は第 4 回こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会(分科会長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催した。
- ▶ 今回は、①子ども・子育て支援関係制度改正の状況について、②令和 6 年度子ども・子育て支援関係予算案について、③こどもまんなか実行計画の策定について、④保育施策関係の最近の動向についてを議題とし、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(概要)や令和 6 年度子ども・子育て支援関係予算案、こども大綱等について報告を行った。
- ▶ 「こどもまんなか実行計画の策定に向けた進め方」については、こども大綱に「こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年 6 月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する」と示されたことを受けて、3 月下旬頃に第 11 回基本政策部会を開催し、各分科会・部会の意見、こども・若者、子育て当事者等の意見を集約し、5 月中旬頃を目途に第 12 回基本政策部会で審議会意見を取りまとめ、6 月頃 こども政策推進会議でこどもまんなか実行計画を決定す



るというスケジュールが示された。

- ▶ 会議では、「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について、①待機児童のいる自治体や都市部周辺に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための受け皿整備等が必要とするとともに、「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備目標の設定が必要、②保育人材の確保に総合的に取り組んでいく必要がある、③人口減少地域を念頭に、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点として施設機能維持が必要、との論点が示された。
- ▶ こども家庭庁では、令和6年度早期に保育所や認定こども園、幼稚園の経営実態調査を実施としている。
- ▶ また、公定価格の処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けた検討を進める方針も明らかにされた。令和7年度の本化に向けて検討を行うとともに、令和6年度においても計画書の提出を原則廃止し、事務の簡素化を図っていくとしている。

## 「こどもまんなか実行計画」の策定について

### 概要(こども大綱より)

#### 第3 施策の推進体制等

##### (1) 国における推進体制

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

### こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係



※ こども未来戦略では、「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的施策のPDCAを推進していく。」とされており、加速化プランに盛り込まれた施策を含めて、こどもまんなか実行計画によりPDCAを回していく。

### 内容(イメージ)

- ・大綱本文の項目ごとに、これに紐づく個別施策を示す。
- ・施策の進捗状況を検証するための指標を設定する。

## こども家庭審議会 基本政策部会

### ◇第11回(2024.3.25)

- ▶ 3月25日、こども家庭庁は第11回こども家庭審議会基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「こどもまんなか実行計画策定」「自治体こども計画策定ガイドライン(案)」「こども基本法・こどもの権利条約・こども大綱の周知等」について協議が行われた。
- ▶ こども大綱にもとづき具体的に取り組む施策をまとめた「こどもまんなか実行計画」に向けては、今回第11回で:各分科会・部会の意見、こども・若者、子育て当事者等の意見を聞く機会とし、5月中旬ごろに次回第12回基本政策部会において審議会意見の取りまとめを行う。その後、6月頃にこども政策推進会議においてこどもまんなか実行計画を決定することとしている。

- ▶ 「自治体子ども計画策定のためのガイドライン(案)」では、子ども大綱をふまえ各自治体において策定することとなっている子ども計画の策定に向け、必要な基礎事項や留意点案が下記のとおり示された。

### 自治体子ども計画とは？ガイドラインの目的は？

子ども基本法第10条にて、**・都道府県は子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成すること**  
**・市町村は子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成することに努めることとされています。**  
 本ガイドラインでは**計画策定に当たり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体子ども計画の策定を支援します。**

#### 子ども大綱

これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、**子ども大綱に一元化されました。**

**(自治体子ども計画) 都道府県子ども計画**  
 既存の各法令等に基づき、地方公共団体が作成する子ども施策に関する事項を定める計画等について、都道府県計画および市町村計画と**一体のものとして作成**することができます。

**(自治体子ども計画) 市町村子ども計画**  
 市町村は子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案します。

これにより区域内の  
**・子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、**  
**・住民にとって一層分かりやすいものとする事、**  
**・事務負担の軽減を図ること**などが期待されています。

(例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画  
 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画  
 ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画  
 ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等

⚠ 計画を策定する自治体は、一体のものとして作成した場合であっても、各法令等における計画に記載すべき事項を自治体子ども計画の内容として盛り込むこと。

#### 自治体子ども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- ・調査の手法、工夫について
- ・子ども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- ・外部委託する場合の留意点について
- ・目標の設定について
- ・計画の推進体制、評価、見直しについて

#### 工程

事前準備 → 調査 → 策定 → 完成 → 推進

- ・計画完成までのスケジュールの検討について(どういった工程が想定されるか。)
- ・検討体制、協議会の構築について
- ・自治体子ども計画と一体とできる計画について
- ・庁内、庁外との連携について
- ・予算(想定される費目)の確保について
- ・上位計画、関連計画との整合について
- ・協議会等の開催について

(参考) 子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン ~子ども・若者の声を聴く取組のはじめ方~

ガイドラインでは、子ども施策に関わる計画を複数の根拠法令等に基づいて一体的に策定した事例や、子ども・若者等から積極的に意見を聴取するための取組を実施している事例だけでなく、記載事項ごとに留意点や自治体ヒアリングの結果として参考事例を記載しております。

## 子ども家庭審議会 基本政策部会 子ども・若者参画及び意見反映専門委員会

### ◇第6回(2024.3.12)

- ▶ 3月12日、子ども家庭庁は第6回子ども家庭審議会基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかものまちな代表理事)を開催した。
- ▶ 今回は「今後の子ども・若者の社会参画及び意見反映について(素案)」を提示し、協議を行った。「今後の子ども・若者の社会参画及び意見反映について(素案)」では、「子ども・若者の意見反映・社会参画について、「子ども・若者参画及び意見反映専門委員会」がこれまで話し合ったことや「子ども大綱」で決まったことを踏まえて、今後子ども家庭庁や専門委員会が考えたり、取り組んだりした方がいいことをまとめたものとして、令和5年度に取り組んだこと、令和6年度に子ども家庭庁が取り組んだ方がいいこと・専門委員会が行うことの整理を行っている。

### ◇第5回(2024.2.20)

- ▶ 2月20日、子ども家庭庁は第5回子ども家庭審議会基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催した。
- ▶ 今回は府省庁や地方自治体の職員を対象とした「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン(案)」および『子ども意見ファシリテーター』を養成するためのモデルプログラムが示され、協議が行われた。
- ▶ また、今後の子ども・若者の社会参画及び意見反映について、令和5年度に取り組んできたことを整理し、令和6年度以降も実施した方がいいこととして「子ども若者★いけんぷらす」の活用を継続していくことや自治体が子ども・若者の意見を聴くことをサポートする仕組みづくり、子どもや若者が集まって活動する団体の後押しをしていくとしている。



## こども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

### ◇第 10 回(2024.2.26)

- ▶ 2月26日、こども家庭庁は第10回こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会(部会長:秋田喜代美 学習院大学教授)を開催し、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の閣議決定について報告するとともに、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」に関連する施策および「こどもまんなか実行計画」の策定について、協議を行った。
- ▶ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」に関連する施策については、ビジョンの社会的な認知度を向上させるとともに、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動の促進を図るとして、令和5年度補正予算で地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成を行うこと、および調査研究事業を行うとしている。
- ▶ 「こどもまんなか実行計画」の策定については、3月下旬頃に第11回基本政策部会を開催し、各分科会・部会の意見、こども・若者、子育て当事者等の意見を集約し、5月中旬頃を目途に第12回基本政策部会で審議会意見を取りまとめ、6月頃 こども政策推進会議でこどもまんなか実行計画を決定するというスケジュールが示された。

## こども家庭審議会 こどもの居場所部会

### ◇第 14 回(2024.3.6)

- ▶ 3月6日、こども家庭庁は第14回こども家庭審議会こどもの居場所部会(部会長:前田正子 甲南大学教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「事務局からの報告事項」として、①こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日閣議決定)、②こどもの居場所部会に関連する予算(令和5年度補正予算及び令和6年度予算案)等および③被災したこどもの居場所づくり支援について、報告を行い、その後、こどもの居場所づくりに関する指針に基づいた今後の進め方について協議を行った。
- ▶ こどもの居場所づくりに関する指針に基づいた今後の進め方については、今後の取り組みとして①広報・啓発、②こどもの居場所づくり支援体制強化事業の推進、③放課後児童クラブ運営指針、児童館ガイドラインの見直し、④調査研究の実施(こどもの居場所づくりに関する評価指標調査研究事業(仮称)、災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究事業(仮称)の2つの調査を実施)、⑤こどもの居場所づくりに関する指針の解説書(仮称)作成を予定していることが説明された。

## こども家庭審議会 こどもの居場所部会 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会

### ◇第 1 回(2024.3.8)

- ▶ 3月8日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会こどもの居場所部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会を開催した。
- ▶ 今回は「児童館ガイドライン」および「放課後児童クラブ運営指針」の改正案について協議を行った。
- ▶ 「児童館ガイドライン」「放課後児童クラブ運営指針」の改正に向けての論点としては、①「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえた改正、②「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日)を踏まえた改正、③「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第159号)を踏まえた改正、④厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書(令和5年3月28日)を踏まえた改正、⑤近年の児童館を取り巻く動向を踏まえた改正、⑥「子ども」の表記を「こども」に統一等が挙げられている。

- ▶ 今後、2回の専門委員会を開催して、9月に開催予定の第15回こどもの居場所部会に報告し、年度内に「児童館ガイドライン」および「放課後児童クラブ運営指針」の改正版を発出するとしている。

### こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

#### ◇第115回(2024.3.29)

- ▶ 3月29日、こども家庭庁は第115回児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第20次報告」について協議を行った。  
(非公開)

### こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会

#### ◇第1回(2024.3.18)

- ▶ 3月18日、こども家庭庁は第1回こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会を開催した。
- ▶ 本委員会は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第16条の2の規定に基づき児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、専門的な知識経験を有する者の知見を活用し、定期的な検証及び評価を行うことをも目的に設置された。
- ▶ 検討事項としては、「児童への具体的な支援のあり方」「支援対象となる児童や支援現場の実態」「児童買春、児童ポルノ被害児童に関する保護施策の実施状況等の定期的な検証及び評価」が示された。

### こども家庭審議会 こどもの貧困・ひとり親家庭支援部会

#### ◇第3回(2024.3.11)

- ▶ 3月11日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会こどもの貧困・ひとり親家庭支援部会(部会長:新保幸男 神奈川県立保健福祉大学教授)を開催した。
- ▶ 今回は、こどもまんなか実行計画の策定に向けた意見の整理について報告を行うとともに、令和5年度補正予算・令和6年度予算案等について報告が行われた。
- ▶ こどもまんなか実行計画の策定に向けた意見の整理では、令和5年11月22日、27日、30日に、こども家庭審議会こどもの貧困対策・ひとり親支援部会の構成委員や支援団体出席のもと行った「こどもまんなか実行計画(仮称)の策定に向けた意見交換」で出た意見として、①相談体制強化・人材確保、②生活支援と学習支援、③就業支援、④経済的支援、⑤教育支援、⑥養育費の確保支援等のさまざまな論点に対し出された意見を報告した。

### こども家庭審議会 障害児支援部会

#### ◇第5回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、こども家庭庁は第5回こども家庭審議会障害児支援部会(部会長:有村大士 日本社会事業大学教授)を開催し、「障害福祉サービス等報酬改定」「障害福祉サービスデータベースにおける第三者提供」について報告・協議が行われた。
- ▶ 会議では、障害福祉サービス等報酬改定について、障害児に関する項目の説明が行われた。
- ▶ また、障害福祉サービスデータベースにおける第三者提供については、令和4年6月にとりまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」障害者部会報告書において「障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、整備したデータベースをより有効活用するため、第三者へ

の提供を可能とすることを推進するべき」とされた点について検討を進めるにあたり、「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会(案)」を設置することが提案された。

▶ 今後、専門委員会にて検討を行い、令和7年9月頃にガイドライン(案)をとりまとめる予定。

## こどもの自殺対策に関する関係府省庁連絡会議

### ◇第6回(2024.1.22)

- ▶ 1月22日、こども家庭庁はこどもの自殺対策に関する関係府省庁連絡会議を開催した。
- ▶ 今回は、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組の進捗状況について報告が行われ、こどもの自殺対策緊急強化プランに関する令和6年度予算案等のポイントや、令和6年度予算案等におけるこどもの自殺対策関連予算の状況について報告が行われた。

## 法制審議会

### ◇第199回(2024.2.15)

- ▶ 2月15日、法務省は第199回法制審議会(会長:高田裕成 中央大学大学院教授)を開催した。第199回法制審議会では、離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する諮問第113号について、家族法制部会長から、離婚後の父母双方に親権を認める共同親権導入に向け、家族法制の見直しに関する要綱案及び附帯決議に関する審議結果等の報告がされ、審議会での審議・採決の結果、同要綱案及び附帯決議は、全会一致で原案どおり採択され、法務大臣に答申された。
- ▶ 具体的には、民法を改正し、離婚後の父母が合意した場合に共同親権を選べるようにする。合意できない場合は、家庭裁判所が「子の利益」の観点で裁定する。父母の一方のみが親権を持つ単独親権を規定した現行法を見直すかたちで、政府は今国会に民法改正案を提出する予定。

## 8. 地域福祉

### <法改正等>

#### 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（2024.3.29）

- ▶ 3月29日、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案が衆議院にて賛成多数で可決された。今後、参議院にて審議される。
- ▶ 今回の改正法案では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずることが盛り込まれている。

#### 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

##### 改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

##### 改正の概要

#### 1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

#### 2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

#### 3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。  
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

##### 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。



## <会議>

### 法制審議会

◇第 199 回(2024.2.15)

- ▶ 2月15日、法務省は第199回法制審議会(会長:高田裕成 中央大学大学院教授)を開催した。第199回法制審議会では、小泉龍司法務大臣より、「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」として、成年後見制度の見直しに向けた民法改正に関し諮問が行われた。今後、新設される「民法(成年後見等関係)部会」に付託して審議する。
- ▶ 2022年3月に決定した成年後見制度利用促進基本法において2026年度までに見直しを検討する方針が示されていた。
- ▶ 成年後見制度については、利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができないこと、成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があること、本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができないこと、任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないこと等、さまざまな課題が指摘されている。このほか、法定後見制度における類型の見直しや成年後見人等の報酬の在り方等についても検討される予定。

#### 成年後見制度

### 成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月  
法務省民事局

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された  
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

#### 現状及び課題

##### 【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

〔令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。〕

##### 【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**

##### 【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定(対象期間は、令和4年度～令和8年度)  
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、**成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要**【令和6年2月に法制審議会に諮問】

#### 政府方針

##### 第二期成年後見制度利用促進基本計画(R4.3.25閣議決定抄)

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 障害者の権利に関する条約 (R4.10.7抄)  
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号(2014年) 法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。  
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。



主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 <b>判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。</b>	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 <b>本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。</b>	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 <b>本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。</b>	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も <b>適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。</b>	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討
<b>その他のテーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法定後見制度における類型の見直し</li> <li>▶ 成年後見人等の報酬の在り方</li> </ul>		

## 成年後見制度利用促進専門家会議

### ◇第 15 回(2023.3.22)

- ▶ 3月22日、厚生労働省は第15回成年後見制度利用促進専門家会議を開催し、「第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討」「成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等」「令和6年度における中間検証の進め方」について報告・協議が行われた。
- ▶ 第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループにおける検討については、3つのワーキング・グループ(①総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ、②成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ、③地域連携ネットワークワーキング・グループ)での結果についてそれぞれ報告が行われた。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等については、関係省庁(厚生労働省、法務省、金融庁)、および最高裁判所より取組状況について報告が行われた。
- ▶ 令和6年度における中間検証の進め方については、下記のとおり示された。

### 令和6年度における中間検証の進め方(案)

- 専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
  - ① 事務局において取組状況調査結果や各施策の進捗状況の事前整理を行った上で、第二期計画の工程表とKPIの枠組みに従い、個別課題の整理・検討を行うこととしてはいかがか。
  - ② 各回の専門家会議では、上記事前整理やKPIの達成状況を踏まえ、委員から意見書を事前提出いただいた上で議論することとしてはいかがか。

時期	会議体	テーマ
第1四半期	事前整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組状況調査結果(令和5年4月時点版)</li> <li>・各施策の進捗状況の整理(関係省庁、最高裁、専門職団体)(令和6年4月時点)</li> </ul>
第2四半期	第16回専門家会議 ※意思決定支援関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度等の見直しに向けた検討等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度等の見直しに向けた検討</li> <li>・総合的な権利擁護支援策の充実</li> </ul> </li> <li>○制度の運用改善等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援の浸透(都道府県による意思決定支援研修の実施、各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発、基本的考え方の整理と普及)</li> <li>・不正防止の徹底と利用しやすさの調和(後見制度支援信託・支援預貯金の普及、保険の普及等事後救済策の検討)</li> </ul> </li> <li>○優先して取り組む事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意後見制度の利用促進(周知・広報、適切な運用の確保に関する取組)</li> </ul> </li> </ul>

第3四半期	第17回 専門家会議  ※地域連携 ネットワーク 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域連携ネットワークづくり (制度や相談窓口の周知、中核機関の整備とコーディネート機能の強化、後見人等候補者の適切な推薦の実施、権利擁護支援チームの自立支援の実施、包括的・多角的な支援体制の構築)</li> <li>○制度の運用改善等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な後見人等の選任・交代の推進等(柔軟な後見人等の交代の推進(苦情対応を含む)、適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等)</li> </ul> </li> <li>○優先して取り組む事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の確保・育成等の推進(都道府県による担い手の育成の方針の策定、都道府県における担い手の育成研修の実施)</li> <li>・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進(都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施、成年後見制度利用支援事業の推進)</li> <li>・権利擁護支援の行政計画等の策定の推進(市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し)</li> <li>・都道府県の機能強化(都道府県による協議会の設置)</li> </ul> </li> </ul>
	第18回 専門家会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組状況調査結果(令和6年4月時点版速報値)</li> <li>・「中間検証報告書」(案)の意見交換</li> </ul>
第4四半期	第19回 専門家会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間検証報告書」の取りまとめ【持ち回り開催】</li> </ul>

2

## 成年後見制度利用促進専門家会議 地域連携ネットワークワーキング・グループ

### ◇第4回(2024.2.19)

- ▶ 2月19日、厚生労働省は成年後見制度利用促進専門家会議第4回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループを開催した。
- ▶ 本ワーキング・グループでは、中核機関が関係者と認識を共有できない事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討する。
- ▶ 今回は、厚生労働省、専門職団体、最高裁判所より報告が行われた後、意見交換が行われた。

### <通知・公表>

#### 生活保護の被保護者調査(令和4年度確定値)の結果(2024.3.6)

- ▶ 3月6日、厚生労働省は生活保護の被保護者調査(令和4年度確定値)の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。  
令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)1か月平均の、
  - 被保護実人員は 2,024,586 人となり、対前年度1か月平均比で、13,971 人減少(0.7%減)
  - 被保護世帯数は 1,643,463 世帯となり、対前年度1か月平均比で、1,951 世帯増加(0.1%増)
  - 保護の申請件数は 20,475 件となり、対前年度1か月平均比で、1,317 件増加(6.9%増)
  - 保護開始世帯数は 17,941 世帯となり、対前年度1か月平均比で、1,050 世帯増加(6.2%増)
  - 保護廃止世帯数は 17,590 世帯となり、対前年度1か月平均比で、742 世帯増加(4.2%増)



## 9. 人材確保等

### <法改正等>

#### 改正技能実習法 閣議決定(2024.3.15)

- ▶ 3月15日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出された。
- ▶ 本改正案は、技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるもの。

#### 改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））  
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法	育成就労法（技能実習法の抜本改正）
<b>1. 新たな在留資格創設</b> ○ 技能実習の在留資格を廃止。「 <b>育成就労産業分野</b> 」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「 <b>育成就労</b> 」の在留資格を創設（注2）。	<b>1. 育成就労制度の目的・基本方針</b> ○ 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。 ○ 育成就労制度は、育成就労産業分野において、 <b>特定技能1号水準の技能を有する人材を育成</b> するとともに、 <b>当該分野における人材を確保</b> することを目的とする。 ○ 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。
<b>2. 特定技能の適正化</b> ○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。	<b>2. 育成就労計画の認定制度</b> ○ 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。 ○ 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）を行う。
<b>3. 不法就労助長罪の厳罰化</b> ○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）	<b>3. 関係機関の在り方</b> ○ 監理団体に代わる「 <b>監理支援機関</b> 」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。 ○ 外国人技能実習機構に代わる「 <b>外国人育成就労機構</b> 」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。 （注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。
<b>4. 永住許可制度の適正化</b> ○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。 （注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「 <b>企業内転勤2号</b> 」の在留資格を創設。	
<b>4. その他</b> ○ 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 ○ 制度所管省庁が <b>地域協議会</b> を組織することができるものとし、 <b>地域の実情を踏まえた取組</b> について協議を行うものとする。 ○ 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。	

#### 育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法の改正案(2024.3.12)

- ▶ 3月12日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、通常国会に提出された。
- ▶ 改正案では、仕事と育児・介護の両立を進めるため、柔軟な働き方を実現するための措置を拡充する。介護離職防止に向けて両立支援制度について、労働者への個別周知・意向確認などが事業主に義務付けられる。



# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。  
※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

### 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

### 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。 等

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。

## 施行期日

令和7年4月1日(ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日)

## <会 議>

### 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

#### ◇第18回(2024.3.29)

- 3月29日、首相官邸にて第18回外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が開催され、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について協議が行われた。

### 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

#### ◇第6回(2024.3.22)

- 3月22日、厚生労働省は第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(座長:臼井 正樹 神奈川県立保健福祉大学名誉教授)を開催した。
- 今回は、外国人介護人材の訪問系サービスなどへの従事について、訪問介護等におけるケアの質、キャリアアップ、事業者を求める措置、国が行う取組み、訪問入浴介護等について検討の方向性が示され、協議が行われた。

### 労働政策審議会障害者雇用分科会

#### ◇第131回(2024.2.27)

- 2月27日、厚生労働省は第131回労働政策審議会障害者雇用分科会(分科会長:山川隆一 明治大学教授)を開催した。
- 今回は、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」および「厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示案要綱」について諮問が行われ、「妥当」との答申が行われた。

## 労働政策審議会雇用環境・均等分科会

### ◇第 68 回(2024.3.12)

- ▶ 3月12日、厚生労働省は第68回労働政策審議会雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮恭子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催し、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問が行われるとともに、「『雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会』『特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会』の検討状況」について報告が行われた。
- ▶ 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱については、「両立支援等助成金」のうち、「出生時両立支援コース助成金」について助成金の要件の一つである雇用環境の整備措置に「育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置」が追加される等、令和6年度分に係る制度の見直しや新設等について諮られた。
- ▶ 「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」の設置については、令和元年に女性活躍推進法等改正法が成立した後も、①男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い、②ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活セクハラなどが社会問題化している、といった状況等をふまえ、雇用の分野における女性活躍推進等に関する現状や論点を整理し、その方向性について検討を行うことを目的に設置される。

## 雇用政策研究会

### ◇第 9 回(2024.3.11)

- ▶ 3月11日、厚生労働省は第9回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、「女性の多様なキャリア形成・働き方(職場における女性特有の健康課題)」、「とりまとめに向けた整理」、「その他」について協議が行われた。
- ▶ 「女性の多様なキャリア形成・働き方(職場における女性特有の健康課題)」では、女性の健康課題への取組について、女性のキャリア形成、労働衛生の両観点から報告・協議がされた。
- ▶ 母性健康管理等推進支援事業、生理に対する女性の認識と生理休暇の利用状況、また休暇取得促進について協議がされた。労働衛生の観点から、産業医、産業保健スタッフへの女性の健康課題に関する知識向上等への取組状況について協議がされた。
- ▶ 「日本の将来推計人口(令和5年推計)」等に基づき、(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)において、労働力需給推計が実施され、年齢階級別労働力率が示された。推計に当たって、経済成長率や労働参加について以下の3つのシナリオが設定され、「(1)成長実現・労働参加進展シナリオ」、「(2)成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」では、女性や高齢者の労働力率が上昇することが示された。
  - (1) 成長実現・労働参加進展シナリオ : 各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオ
  - (2) 成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ : 各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ
  - (3) 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ : 一人当たり実質ゼロ成長の経済状況を想定し、労働参加が現状(2022年)から進まないシナリオ
- ▶ とりまとめに向けた整理として、これまでの研究会における議論の整理が行われた。

### ◇第 8 回(2024.2.22)

- ▶ 2月22日、厚生労働省は第8回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、「地域雇用」、「とりまとめに向けた整理」、「その他(労働需要推計の進捗状況)」について協議

が行われた。

- ▶ 「地域雇用」については、全国的に雇用失業情勢は改善傾向にある一方、特に地方では、若年者の流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化しており、地方に魅力的な雇用の場を作るとともに、マッチングを支援する取組が引き続き必要とされている。
- ▶ 地域雇用に関する主な施策として、以下の事業の目的・概要が報告された。
  - 【地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援】
  - 地域雇用開発助成金(令和5年度予算額 9.5 億円)  
雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・整備と求職者の雇入れを行う事業主に対して助成(地域雇用開発促進法に基づく事業)
  - 地域雇用活性化推進事業(令和5年度予算額 12.3 億円)  
雇用機会の不足する地域等において、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託(地域雇用開発促進法に基づく事業)。
  - 地域活性化雇用創造プロジェクト(令和5年度予算額 52.2 億円)  
地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助。
  - 【地方への UIJ ターンの支援】
  - 地方就職希望者活性化事業(令和5年度予算額 6.6 億円)  
潜在的な地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機付け、地方求人とのマッチング支援等を実施。
  - 中途採用等支援助成金(UIJ ターンコース)(令和5年度予算額 98 百万円)  
東京圏からの UIJ ターン者を採用した事業主に対して採用活動経費を助成。
  - 【その他個別地域に限定した支援】
  - 季節労働者の通年雇用化に向けた支援(北海道など積雪寒冷地)(令和5年度予算額 43 億円)
  - 沖縄県内の若年者の雇用促進・職場定着のための支援(沖縄県)(令和5年度予算額 43 百万円)
  - 東日本大震災の被災地域に対する雇用支援(岩手県、宮城県、福島県)  
(令和5年度制度要求(復興特会)+3.5 億円)
- ▶ 「とりまとめに向けた整理」として、以下のとおり今後の課題の方向性が示された。



## とりまとめに向けた整理②～今後の議論の方向性～

- 今後の日本の労働市場は、人口減少が進む中で、人手不足感が一層高まることが想定され、これまで以上に多様なバックグラウンドの方々が自身の希望する働き方で労働参加ができる仕組み作りが重要となってくる。
- より多くの人の活躍を促していくためには、長時間労働に代表される慣例的な働き方を前提とするのではなく、個々の労働者の事情に沿った働き方を前提とした労働市場を構築していくことが必要ではないか。

### <報告書に盛り込むべきトピック案>

#### 我が国の経済・労働市場の変化

- 経済情勢・雇用情勢
- 労働市場の変化

#### 今後の人手不足への対応

- シニアも含めた多くの人の労働参加・活躍
- 雇用のミスマッチの解消
- 地域の人材確保への対応 等

#### 女性のさらなる活躍に向けて

- 職場環境の整備 等

#### 労働生産性向上に向けたテクノロジーの活用

- 新たなテクノロジーが雇用に与える影響と対応の方向性

#### 多様化に沿ったキャリア形成

- 人的資本投資 等

#### 2022年度 雇用政策研究会「議論の整理」

～コロナ禍の経験を踏まえた、不確実性に強いしなやかな労働市場の構築に向けて～

- 第1章 2022年度雇用政策研究会の開催趣旨等について
- 第2章 コロナ禍での労働市場を取り巻く環境変化とアフターコロナを見据えた課題
- 第3章 しなやかな労働市場の構築に向けて
- 第4章 まとめ

#### 2020年度 雇用政策研究会報告書

～コロナ禍における労働市場のセーフティネット機能の強化とデジタル技術を活用した雇用政策・働き方の推進～

- 序章 2020年度 雇用政策研究会の開催趣旨等について
- 第1章 新型コロナウイルス感染症が雇用・失業情勢や働き方等に及ぼしている影響
- 第2章 新型コロナウイルス感染症禍における課題と今後の方向性

#### 2018年度 雇用政策研究会報告書

～人口減少・社会構造の変化の中で、ウェル・ビーイングの向上と生産性向上の好循環、多様な活躍に向けて～

- 序章
- 第1章 我が国の経済・労働市場の変化
- 第2章 人口減少・社会構造の変化の中での課題
- 第3章 ウェル・ビーイングの向上と生産性向上の好循環
- 第4章 多様な人々が活躍できる社会の推進
- 第5章 2040年までの日本の姿

2

## 過労死防止対策推進協議会

### 第27回(2024.3.19)

- ▶ 3月19日、第27回過労死防止対策推進協議会が開催され、過労死等の防止のための対策に関する大綱(素案)について協議が行われた。
- ▶ 過労死等の防止のための対策に関する大綱の見直し案のポイントは以下のとおり示された。
  - ①過労死等の再発防止対策、フリーランスへの取組等を推進
  - ②労災事案分析、労働・社会分野の調査研究内容を充実
  - ③実効ある対策に資する数値目標を追加設定
- ▶ また、数値目標の見直し案も以下のとおり示された。

現行（4～6は令和5年度以降の取組）	見直し案
1 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（令和7年まで）	1 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（令和10年まで） <u>特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。</u>
2 勤務間インターバル制度（令和7年まで） ①労働者数30人以上の企業のうち、制度を知らなかった企業割合を5%未満 ②労働者数30人以上の企業のうち、制度を導入している企業割合を15%以上 特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。	2 勤務間インターバル制度（令和10年まで） ①労働者数30人以上の企業のうち、制度を知らなかった企業割合を5%未満 ②労働者数30人以上の企業のうち、制度を導入している企業割合を15%以上 特に、中小企業への導入に向けた取組を推進するとともに、 <u>勤務間インターバル制度を導入する必要性を感じないと回答する企業を除いた導入企業割合を20%以上とする。</u>
3 年次有給休暇の取得率を70%以上（令和7年まで）	3 年次有給休暇の取得率を70%以上（令和10年まで）
4 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（令和9年まで）	4 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（令和9年まで）



5 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（令和9年まで）	5 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（令和9年まで）
6 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（令和9年まで）	6 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（令和9年まで） <u>なお、前大綱の数値目標であった「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者割合」についても継続的に注視する。</u>

3

### 第 26 回(2024.1.23)

- ▶ 1月23日、第26回過労死防止対策推進協議会が開催され、今後の過労死防止対策について協議が行われた。
- ▶ 会議では、前回開催時における過労死等防止対策推進協議会における大綱見直しに向けた意見について報告が行われるとともに、現行の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に係る数値目標の進捗状況及び対策の取組状況について報告が行われた。

### <通知・公表>

### 2024年春闘 第3回回答集計結果(2024.4.4)

- ▶ 4月4日、連合は2024年春季生活闘争の第3回回答集計結果を公表した。
- ▶ 本平均賃金方式で回答を引き出した2,620組合の定昇相当込み賃上げの加重平均は16,037円・5.24%(昨年同時期比4,923円増・1.54ポイント増)となった。第2回回答集計(16,379円・5.25%)とほぼ同水準を維持しており、比較可能な2013闘争以降で、額・率とも最も高い結果となった。
- ▶ 平均賃金方式のうち、賃上げ分が明確に分かる2,159組合の賃上げ分加重平均は11,078円・3.63%(同4,948円増・1.47ポイント増)、うち中小組合1,214組合の賃上げ分は8,509円・3.21%(同3,171円増・1.14ポイント増)となった。全体も中小組合も、額・率とも賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降で最も高い。

#### 1. 賃上げ(月例賃金)

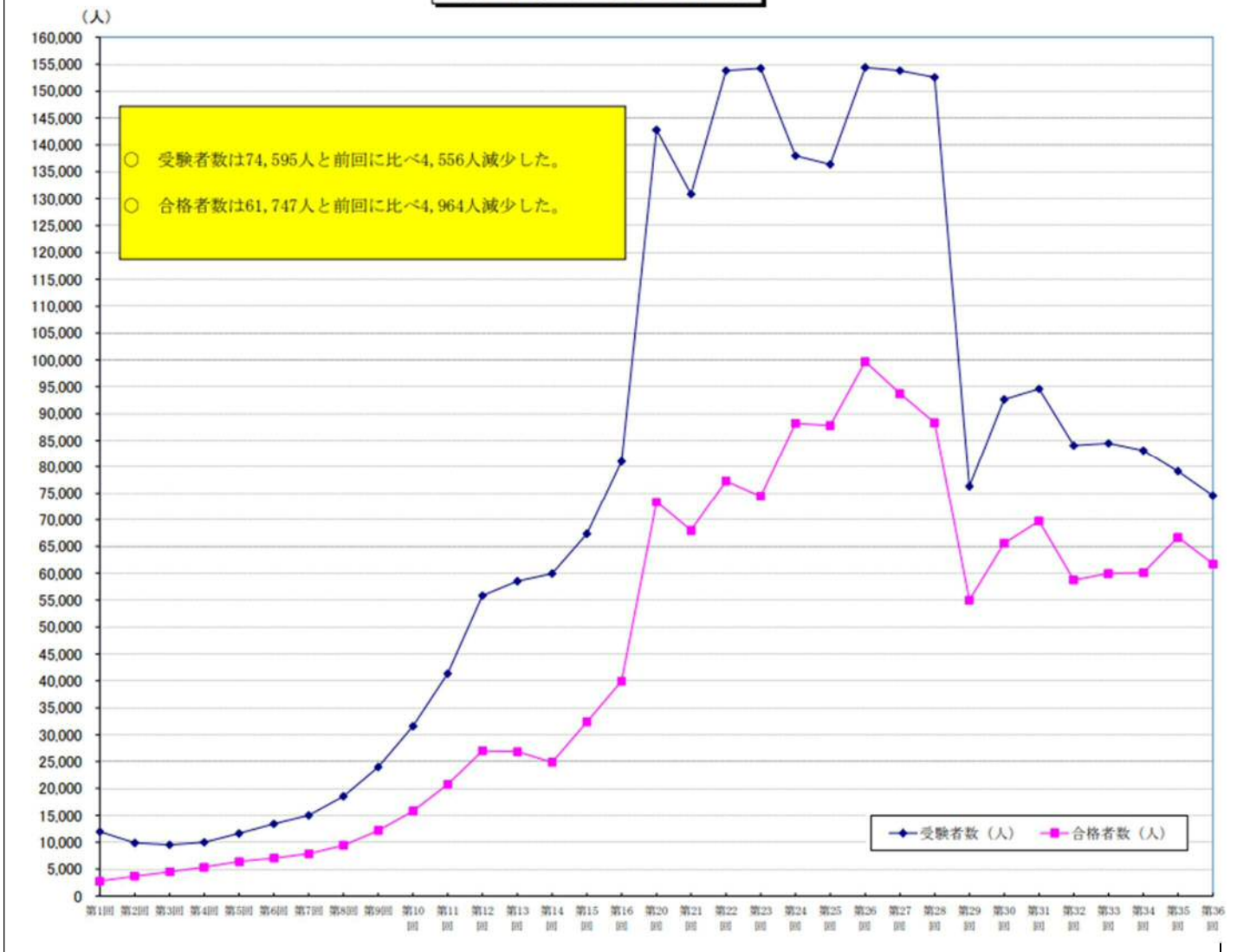
①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2024回答 (2024年4月4日公表)			昨年対比	2023回答 (2023年4月5日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	
		額	率			額	率
	2,620 組合 2,370,728 人	16,037 円	5.24 %	4,923 円 1.54 ポイント増	2,484 組合 2,262,647 人	11,114 円	3.70 %
300人未満 計	1,600 組合 172,630 人	12,097 円	4.69 %	3,543 円 1.27 ポイント増	1,528 組合 164,659 人	8,554 円	3.42 %
~99人	867 組合 40,459 人	10,235 円	4.18 %	3,223 円 1.17 ポイント増	827 組合 37,619 人	7,012 円	3.01 %
100~299人	733 組合 132,171 人	12,657 円	4.83 %	3,627 円 1.30 ポイント増	701 組合 127,040 人	9,030 円	3.53 %
300人以上 計	1,020 組合 2,198,098 人	16,363 円	5.28 %	5,038 円 1.56 ポイント増	956 組合 2,097,988 人	11,325 円	3.72 %
300~999人	615 組合 336,934 人	14,948 円	5.27 %	4,933 円 1.65 ポイント増	573 組合 315,864 人	10,015 円	3.62 %
1,000人~	405 組合 1,861,164 人	16,622 円	5.28 %	5,063 円 1.54 ポイント増	383 組合 1,782,124 人	11,559 円	3.74 %

### 第 36 回介護福祉士国家試験合格者発表(2024.3.25)

- ▶ 3月25日、厚生労働省は第36回介護福祉士国家試験合格者発表を公表した。
- ▶ 受験者数は74,595人(前年比4,556人減)であり、合格者数は61,747人(前年比4,964人減)人、合格率82.8%(前年84.3%)であった。

介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



### 第36回介護福祉士国家試験におけるEPA介護福祉士候補者の試験結果(2024.3.25)

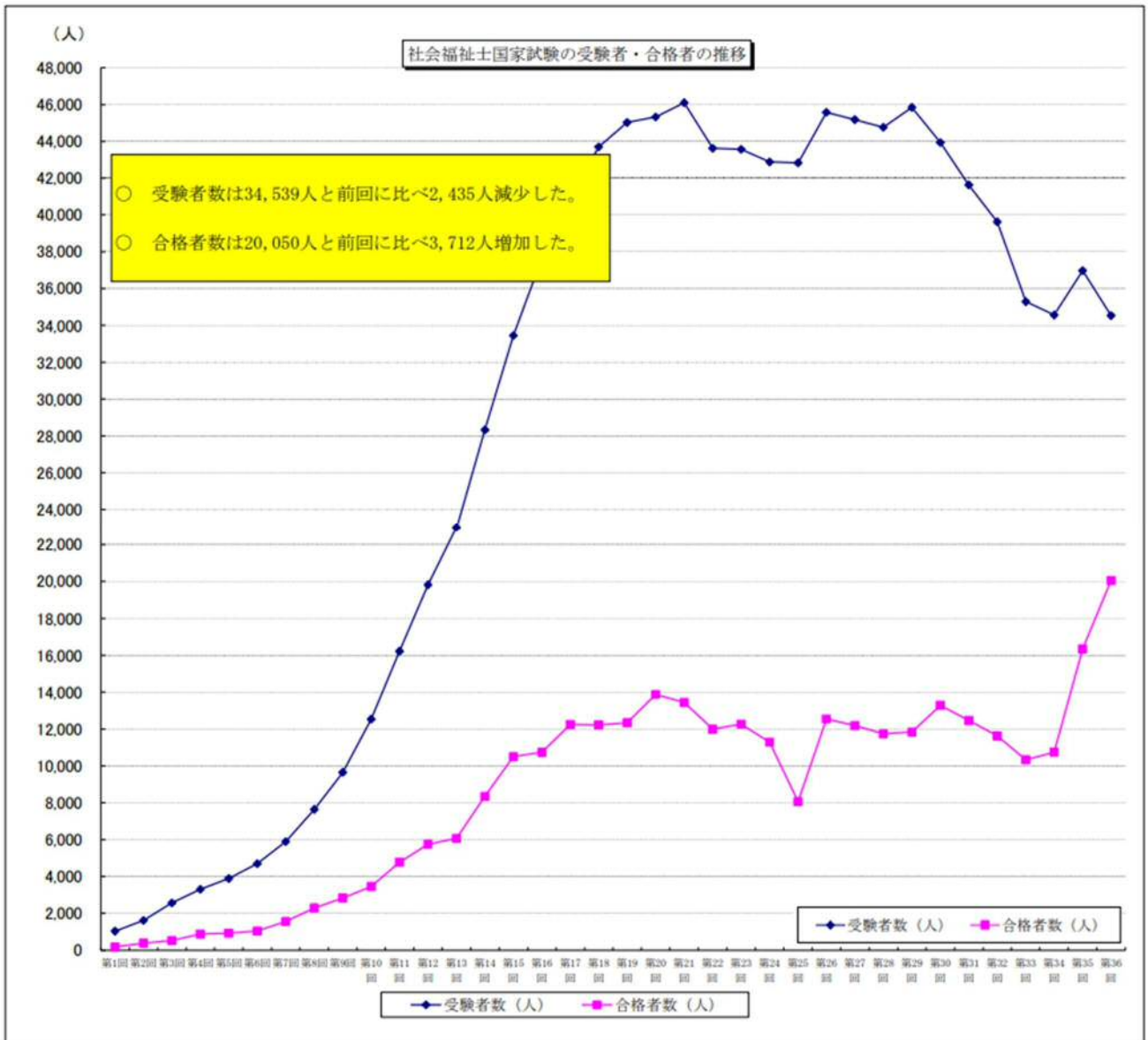
▶ 3月25日、厚生労働省は第36回介護福祉士国家試験合格者において、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の合格者は228名(前年754名)、合格率43.8%(前年65.4%)であったと公表した。

#### ○合格率の推移

			第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
EPA 候補者	全 体	合格率	44.5%	46.2%	36.9%	65.4%	43.8%
		合格者数	337名	440名	374名	754名	228名
	初受験者	合格率	49.9%	53.0%	47.9%	71.3%	87.1%
		合格者数	286名	350名	314名	471名	155名
	再受験者	合格率	27.6%	30.8%	16.8%	57.5%	21.3%
		合格者数	51名	90名	60名	283名	73名
(参考) 全受験者の合格率			69.9%	71.0%	72.3%	84.3%	82.8%

## 第 36 回社会福祉士国家試験合格者発表 (2024.3.5)

- ▶ 3月5日、厚生労働省は第36回社会福祉士国家試験合格者発表を公表した。
- ▶ 受験者数は34,539人(前年比2,435人減)であり、合格者数は20,050人(前年比3,712人増)、合格率58.1%(前年44.2%)であった。



## 介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析報告書(2024.3.19)

- ▶ 3月19日、厚生労働省は介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析報告書を公表した。
- ▶ 本報告書は、複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっているなか、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討することを目的に令和5年7月から令和6年2月にかけて、3回にわたり検討され、報告書が取りまとめられた。
- ▶ 報告書では、受験しやすい仕組みとして、いくつかの科目のグループ(以下、パート)単位での合格の仕組みを提示している。
- ▶ パート合格を導入することにより、2回目以降の受験時に不合格パートの合格に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなるとされている。
- ▶ パート合格の導入については、今後受験しやすい仕組みとして導入の検討をするために、令和6年度に介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会を開催する予定としている。



## 【概要】介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約69万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。介護分野で唯一の国家資格であり介護の高い専門性を有する介護福祉士の重要性に鑑み、**介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討することは重要である。**
- 介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。
- 実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。受験者数も実務経験ルートについては平成30年度の85,196名をピークに令和4年度では68,769名と減減。
- また、外国人介護人材については、**在留期間に制約があるため、受験機会が限られている**といった声がある。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較すると低い傾向にあることを踏まえると、**外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、過年度の試験結果を用いて、受験者の属性や得点分布などのデータの整理や、科目ごとの得点状況、いくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）を仮定し、パート別に判定した場合の合格状況などを検証し、検証結果を踏まえた提言をとりまとめた。  
※なお、検証に用いたデータやその結果については、過年度の試験結果を用いたものであり、国家試験の機密性確保の観点から非公表とする。

### 1 受験しやすい仕組みの考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものではありません。

### 2 受験しやすい仕組みとしてのパート合格

パート合格を導入することにより、例えば、2回目以降の受験時に不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなることが考えられる。

### 3 受験方法

受験者及び運営面の負担を踏まえると、複数科目をまとめたパートで合否判定を行うこと。また、1日間で全科目の試験を実施し、初受験時は全員が全科目を受験、再受験時にはパート合格したパートの受験は希望制とし、受験申込時に受験者に選択させることが望ましい。

### 4 分割パターン

各科目の出題数、合格基準及び学習における科目のつながりを踏まえながらパート設定を行うことが望ましい。

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮すれば、3分割ないしは2分割とすることが望ましい。更に、学習への取り組み易さをより重視するのであれば再受験のための学習時に注力すべき科目が特定されることから3分割がより適切。

### 5 合格基準

合格基準の見直しにより万が一にも合否の判定に誤りがあることはあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。パートごとについては、全体の合格基準点を全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが望ましい。

### 6 運営面への配慮

導入にあたっては、指定試験機関である（公財）社会福祉振興・試験センターと十分な調整を行うこと。

（参考）本検討会を踏まえ、受験しやすい仕組みとしてパート合格の導入について検討するために令和6年度に介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会を開催予定。



## 10. 予算

### <法改正等>

#### 令和6年度予算成立(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、令和6年度予算が国会で可決され、成立した。
- ▶ 「物価に負けない賃上げの実現に向けた経費」「こども未来戦略に基づく加速化プランの迅速な実施のための経費」「安全保障環境等への的確な対応や防衛力の強化のための経費」「デジタルを活用し地域活性化や公的サービスの効率化等を推進するための経費」「2050カーボンニュートラルに向け、官民のグリーン・トランスフォーメーション投資を促進するための経費」等が盛り込まれ、一般会計の歳入歳出総額は、令和5年度に次いで過去2番目に大きい112兆5717億円となった。

### 令和6年度予算のポイント

#### 歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算

##### 経済（経済の好循環の起点となる賃上げの実現）

- 30年ぶりの経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるには「物価に負けない賃上げ」の実現が必要。医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和6年度にベア2.5%（医療従事者の場合定昇分を入れれば4.0%）、令和7年度にベア2.0%（同3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築（その他の関連施策は次頁）。

##### 社会（構造的な変化と社会課題への対応）

###### 【こども政策等】

- 少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識の下、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」をスピード感を持って実施。児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など経済的支援の強化とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、貧困・虐待防止、障害児支援など多様な支援ニーズへの対応を拡充。今後増加が見込まれる育休給付の財政基盤強化も実現（「加速化プラン」の計3.6兆円の拡充のうち3/4程度を令和7年度までに実施予定、その前提で令和6年度は約3割強を計上）。財源確保の取組として、改革工程に基づき、メリハリのある診療報酬改定や薬価制度の見直し、介護保険制度改革を実現。

###### 【デジタル・GX】

- デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化等を推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金(1,000億円+令和5年度補正735億円)により、デジタル行財政改革の先行モデル的取組や、観光・農林水産業の振興等を支援。
- 2050カーボンニュートラルに向け、官民のGX投資を促進（エネルギー特会・令和5年度補正とあわせ1.7兆円規模）。

##### 外交・安全保障

- 我が国周辺の厳しい安全保障環境はもとより、ウクライナ侵略・中東情勢等の激動する外交環境に対応するため、外交分野において、安全保障対応や邦人保護・危機管理の基盤を大幅強化（3,073億円（対前年度+298億円））し、同時に、統合防空ミサイル防衛や機動展開能力の向上等、防衛力を着実に強化（対前年度+1.1兆円）。

##### 令和6年能登半島地震への対応

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々の命を守り、生活・生業の再建をはじめ被災地の復旧・復興に至るまで切れ目なく対応できるよう、令和6年度の一般予備費について5,000億円を増額（一般予備費として計1兆円を計上）。

##### 歳出の効率化

- 骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続し、歳出構造の更なる平時化を進める中で、新規国債発行を減額。（令和5年度(当初)：35.6兆円⇒令和6年度：35.4兆円）  
（※ 歳出改革の対象となる経費のうち、社会保障関係費の伸びは+3,700億円、社会保障関係費以外の伸びは+1,600億円）

# 11. 災害対策

## <会議>

### 国土強靱化推進本部

#### ◇第20回(2024.3.22)※持ち回り開催

- ▶ 3月22日、政府は第20回国土強靱化推進本部を持ち回りで開催し、国土強靱化推進本部長等の賞状等の交付に関する規程について決定された。

### 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

#### ◇第4回(2024.3.22)

- ▶ 3月22日、第4回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われた。

#### ◇第3回(2024.3.1)

- ▶ 3月1日、第3回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われるとともに、予備費の第3弾使用等について決定された。
- ▶ 令和6年能登半島地震に係る被災者の生活と生業支援のためのパッケージに基づく予備費の使用のなかには、地域福祉推進支援臨時特例交付金(新たな交付金制度)として61億円が積算されている。

## 住宅に被害を被った被災者世帯への支援(新たな交付金制度)

### 新たな交付金制度(能登地域6市町向けの地域福祉推進支援臨時特例交付金)

(※) 珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市

- 高齢化が著しく進み、半島という地理的制約から住み慣れた地を離れて避難を余儀なくされている方も多いため、地域コミュニティの再生が乗り越えるべき大きな課題となっている能登地域の実情・特徴を踏まえ、高齢者の割合が著しく高い地域では長期の貸付という手法がなじみにくいことも勘案し、地域福祉の向上に資する新たな交付金制度を創設。

#### ▶ 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

- 【支援対象】 能登地域6市町(※)において、①家財等(自家用車含む)の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、  
・ 高齢者・障害者のいる世帯  
・ 資金の借入や返済が容易でない見込まれる世帯(以下の類型に該当する世帯)

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(含む 災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯)、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変しiの世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

- 【支援内容】 家財等支援 : 最大100万円(定額50万円+自動車分定額50万円)  
住宅再建支援 : 最大200万円(賃借の場合: 最大100万円)

※ 実費を勘案(簡便・迅速な手続とするため契約額で判断)

#### 【実施主体】 石川県

#### ▶ 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な件支援など

※ 費用負担: 国 4/5 県 1/5 (特別交付税8割)

	家財	自動車	住宅再建(最大)	
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	200万円
			賃借	100万円

### (参考) 自宅再建利子助成事業(石川県事業) ※特別交付税措置を検討

- 若者・子育て世帯をはじめ、資金の借入により住宅を再建しようとする世帯についても、足下の物価・金利情勢を踏まえた遜色ない対応が必要であることから、石川県の事業として、住宅融資の金利負担助成を実施。

【支援対象】 石川県内の半壊以上の世帯で、県内で住宅の新築・購入、又は補修を行う世帯

(収入要件) ・ 給与収入のみの世帯: 600万円以下

・ 子育て世帯(23歳未満の子を扶養する世帯): 所得制限なし

【支援内容】 自宅の再建等のための融資に係る利子分に対する助成(最大300万円)

※ 「新たな交付金制度による給付」と「自宅再建利子助成事業による助成」のいずれかを支給



## 12. その他

### <法改正等>

#### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

- ▶ 3月8日、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会へ提出された。
- ▶ 本法案は、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会中間とりまとめを受けて、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が増加することをふまえ、入居前や入居後の支援を行う居住支援法人などの地域の担い手の協力を得ながら、要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等を改正することを目的としたもの。
- ▶ 法律案概要は以下のとおり

#### ●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

##### 背景・必要性

- 単身世帯の増加<sup>(※)</sup>、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。

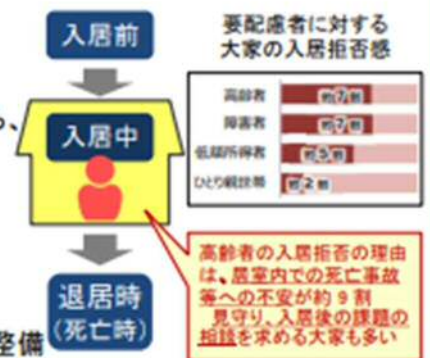
※ 単身高齢者世帯は、2030年に800万世帯に迫る見通し。

- 孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、単身高齢者など要配慮者に対する大家の拒否感が大きい。他方、賃貸の空き室は一定数存在。

- 改正住宅セーフティネット法(H29年)の施行後、全国で700を超える居住支援法人<sup>(※)</sup>が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。

※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

1. 大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備
2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 **が必要**



##### 法案の概要

#### 1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃貸借<sup>(※)</sup>の利用促進
  - ※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
  - ・終身建物賃貸借の認可<sup>(※)</sup>を簡素化(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
- 居住支援法人による残置物処理の推進
  - ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
  - ・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定
  - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減 (2. 参照)

#### 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅<sup>(※)</sup>の認定制度の創設
  - ※ 法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
  - ・居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
  - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付<sup>(※)</sup>を原則化
    - ※ 生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
  - ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者<sup>(1. 参照)</sup>が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



### 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【住宅セーフティネット法】



#### 【目標・効果】

- (KPI) ① 居住サポート住宅の供給戸数 : 施行後10年間で10万戸  
② 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 : 施行後10年間で9割

## <会議>

### 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

#### ◇第8回(2024.3.28)

- ▶ 3月28日、法務省は「第8回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催し、中間とりまとめ(案)について協議を行い、同日中間とりまとめが公表された。(主な概要は以下のとおり)

#### 1. 第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)

##### ○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適應可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

#### 2. 論点ごとの課題事項

##### ① 推薦・委嘱の手順、年齢条件

- 保護司法第3条第1項(推薦及び委嘱)、同法第7条(任期)
- 公募制の導入
- 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い 等

##### ② 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

- 保護司法第8条の2(職務の遂行)
- 処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制(保護司活動の限定)の導入
- 事件を担当することへの不安・負担の軽減
- 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応 等

##### ③ 待遇、活動環境

- 保護司法第2条(設置区域及び定数)、同法第11条(費用の支給)、同法第13条(保護司会)
- 会費・実費負担分の取扱い
- 報酬制の導入
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの在り方
- 保護区・保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方 等

##### ④ 保護司の使命

- 保護司法第1条(保護司の使命)
- これからの時代を見据えた保護司の使命とは 等



### 3. スケジュール

令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命
12月21日	第6回	保護司の使命等
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定
4月	第9回	更に議論すべき論点について意見交換
6月	第10回	更なる論点について意見交換
7月	第11回	報告書案について意見交換
8月	第12回	報告書案の確定
10月		更生保護制度施行75周年記念大会開催（予定）

### 4. 構成員（12名）

ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成

### 5. 今後講じていく施策等

#### ① 推薦・委嘱の手順、年齢条件

##### ✓ 公募の取組を試行

- 保護司の人脈のみに頼らず、**保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施**、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、**いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行**。
- 令和6年度中に好事例の共有・ガイドラインの策定。

##### ✓ 委嘱時上限年齢を撤廃・退任年齢について引き続き検討

- 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、**保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃**。
- 退任年齢については、特例再任の取組状況を見極めながら、引き続き検討。

##### ✓ 任期の見直し

- 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、**2年の任期を見直し**。

#### ② 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

##### ✓ 保護司の職務は処遇活動と地域活動（分担制はなじまない）

- 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるもの。どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。この両方の活動を担い得る適任者を確保しその能力等を向上させていくことが求められている。保護司会ごとに、その実情に応じ、多忙な現役世代にも配慮し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索し見直しして必要があり、保護観察所もそれに協力。

##### ✓ 保護観察官の積極的関与・組織体制を強化

- 地区担当官として、担当する地区の更生保護活動について、丸ごと我が事として、粘り強く誠実かつ積極的に取り組む。
- 保護司活動の構造的な負担軽減を図るため、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化。

#### ③ 待遇、活動環境

##### ✓ 報酬制導入の適否について引き続き検討

- 報酬制の導入については、**報酬制にすると保護司活動が労働として捉えられることとなり適当ではない**などの意見がある一方、**幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには報酬制の導入に向けた門戸を閉ざすべきではない**などの意見があることを踏まえ、無給（実費弁償金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮して、引き続きその適否について検討。

##### ✓ 保護司の「持ち出し」を軽減・保護司活動に対するインセンティブ等の在り方を検討

- 金銭的ないわゆる「持ち出し」については、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図る。保護司活動に対するインセンティブや表彰の在り方についても検討。

##### ✓ 現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

- 国・地方公共団体・事業者・事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、**兼職の許可や職務専念義務の免除**について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。
- 保護観察官は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求める。事業者・事業主がいわゆる**ボランティア休暇制度**を導入している場合には、

保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛ける。

#### ④保護司の使命

##### ✓保護司法制・更生保護法制の見直しを検討

- ▶ 「更生保護法制全体との調和にも配慮した上、**保護司の使命**の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直し」、「多忙とされる現役世代の者であっても、保護司活動のために必要最小限の時間を調整・確保できさえすれば保護司適任者たり得ることを踏まえ、**保護司の具備条件**の見直し」、「保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、**地方公共団体の協力**の見直し」等を検討。

### ◇第7回（2024.2.21）

- ▶ 2月21日、法務省は「第7回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催し、中間とりまとめ(案)について協議を行った。
- ▶ 中間とりまとめ(案)では、保護司の新任時の年齢制限を66歳以下としていることに対し、「定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること」としており、また78歳になる前日まで再任を可能とする特例再任については「特例再任の取組の実施状況をよく見極めつつ、退任年齢の引上げについて検討すること」と記載している。
- ▶ 保護司の任期も現行では2年とされているが、「保護司に委嘱されてから、処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司としてその能力等を向上させていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、あまりに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ」、「任期の見直しを検討すること」としている。
- ▶ 今後のすすめた方としては、本年8月までに4回の検討会を開催し、報告書案を取りまとめた後、9～10月に開催される地方別保護司代表者協議会における報告書案の説明を経て、当初の予定を前倒し、10月中に報告書を確定するとしている。

## 政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会  
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉  
全国民生委員児童委員連合会  
全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本福祉施設士会  
全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第70号」No.1 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会  
作成・発行：政策企画部



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>